

福知山市監査委員告示第8号

令和5年度に実施した定期監査の結果を受けて講じられた措置の状況について、
地方自治法第199条第14項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和5年11月20日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 中 嶋 守

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>(1) 修繕の契約において、少額の発注に分割することにより、財務規則に基づく適切な契約手続がなされていないものがあった。適正な契約事務に努められたい。</p> <p>(2) 物品契約にかかる変更契約について、変更契約の理由が適切でないものがあった。適正な契約事務に努められたい。</p> <p>2 財産管理について</p> <p>(1) 郵便切手等の管理において、受払簿と保管額が一致していないなど、適正な管理が行われていなかった。管理の適正化に努められたい。</p> <p>(2) 行政財産使用料の算出が適切でないものがあった。関係例規、通知等に則った適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 契約について</p> <p>(1) 修繕の全体像について情報共有し、財務規則に基づき適正な契約事務をすることとした。</p> <p>(2) 物品契約にかかる変更契約について変更理由を適切なものとするよう徹底した。</p> <p>2 財産管理について</p> <p>(1) 指摘箇所については直ちに修正した。今後は受払簿と切手現物の確認についてダブルチェックによる適正な管理を行うこととした。</p> <p>(2) 行政財産使用料の算出について、関係例規、通知等を確認し適正に事務執行することを徹底した。</p>

市民病院 大江分院管理課

監査の結果	講じた措置
<p>1 債権管理について</p> <p>未収金に関する事務及び債権管理において、適切でないものが見受けられた。債権管理の適正化を図られたい。</p> <p>2 財産管理について</p> <p>郵便切手等の管理において、受払簿と保管額が一致しておらず、適正な管理が行われていなかった。管理の適正化に努められたい。</p>	<p>1 債権管理について</p> <p>未収金に関する事務及び債権管理について、個票の作成、通知文書発送時の起案、本院との情報共有を実施し適切な管理を行うこととした。</p> <p>2 財産管理について</p> <p>郵便切手等の管理について、指摘箇所については直ちに修正した。今後は切手受払簿を管理する職員を決め、切手購入時の残枚数の確認を徹底し適正な管理を行うこととした。</p>

上下水道部 経営総務課

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>物品賃貸借に係る設計価格の算定において、事務取扱要領に規定された手続きによらず設計されているものがあつた。適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 契約について</p> <p>事務取扱要領に規定された手続きにより、事務を行うように研修を行い再発防止体制の構築を行った。</p>

上下水道部 下水道課

監査の結果	講じた措置
<p>1 契約について</p> <p>修繕契約の施行伺において、引用条項を誤っているものが複数見受けられた。適正な契約事務に努められたい。</p>	<p>1 契約について</p> <p>今後、引用条項の誤りがないように課全体に周知徹底し、審査体制の強化に努めることとした。</p>